こうち防災ニュースレター

平成27年7月 高知県南海トラフ地震対策課 発行

こうち防災ニュースレターでは、日ごろからの備えや地域での支え合いとして、自主防災活動に役立てていただくための情報をご案内しています。

本号の内容

- (1) 防災士養成講座を開催します!
- (2) 避難所運営マニュアルを作成しよう!

(1) 防災士養成講座を開催します

県では、地域や事業所での防災活動の担い手となる「防災士」を養成しています。資格取得 に必要な2日間の研修講座を開催しますので、皆様のご参加お待ちしております。

○防災士とは



特定非営利活動法人 日本防災士機構の民間資格です。

平時から、防災意識の啓発に当たるほか、訓練や防災と減災及び救助等の 技術練磨などに取り組みます。災害発生時には、命や財産に関わる被害が少 しでも軽減されるよう、被災現場で活動を行うことが大きな役割となります。

(平成27年度3月時点において全国で92,100人(高知県内1,510人)が資格取得)

高知県防災キャラクター©やなせたかし

○受讚要件

- ・高知県内に在住又は在勤されている方
- ・資格取得後、地域の防災活動の中心となり、積極的に活動していただける方
- ・履修確認レポート(※)を受講初日に受付まで提出していただける方
- ・防災士資格の取得に必要な費用を、指定する納付期限までにお支払いいただける方 ※申し込み後に送付する教本について、受講までに自宅学習を行ったことを確認するレポートです。

○開催日程

	場所	日 時(2日間)	試 験 日	募集定員
1	香美市 中央公民館	10/31(土)~11/1(日)	11/1(日)	70 名
2	四万十市 社会福祉センター	11/7(土)~11/8(日)	11/8(日)	70 名
3	高知市 ふくし交流プラザ	11/28(土)~11/29(日)	11/29(日)	90 名
4	田野町 総合文化施設ふれあいセンター	12/12(土)~12/13(日)	12/13(日)	70 名

※2日間の講義以外に自宅学習として、履修確認レポートの提出が必要です。

○受講者負担額

·防災士資格取得試験受験料 : 3, OOO円(納付期限:10月5日(月))

・防災士認証登録申請手続き料 : 5,000円

認証登録申請手続き料は、試験合格者の負担となります。

合格後、2ヶ月以内にお支払いのうえ、登録申請を行ってください。

○申し込み

・申し込み方法 : 受講申込書を郵送、FAX、メールのいずれかにより提出して下さい。

受験申込書は下記 URL よりダウンロードすることができます。

(URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/27bousai_shi.html)

締切 : 平成27年8月31日(月)必着

申し込み先・お問い合わせ

南放セーラー広告株式会社 防災士養成講座担当 山田・戸梶

住所: 〒780-0056 高知市北本町 1-10-28

電話: 088-823-5609 FAX: 088-823-5615

メール: bousai.kochi@nanpo-sa.co.jp

※防災士養成講座は高知県が主催しており、受講者募集等の事務を上記事業者に委託しています。

※詳しくは、南海トラフ地震対策課ホームページもご覧下さい。

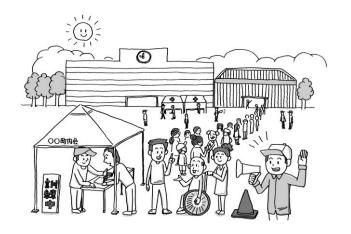
URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/27bousai_shi.html

(2) 避難所運営マニュアルを作成しよう!

南海トラフ地震の発生時には、多くの県民の皆様が避難生活を余儀なくされることが想定されています。

○過去の災害で発生した避難所運営の課題

広域的かつ大規模な災害が発生すれば、公的な支援活動は人命最優先の対応を迫られるため、行政が主体となった避難所の開設・運営が困難になることが予想されます。こうした状況の中でも、大切な命をつないでいくためには、地域が主体となって避難所の開設・運営ができる準備を進めておく必要があります。



例えば、事前の備えがなければ、、、



◆避難スペース◆

- 〇無秩序で入りきらない。
- 〇先着者優先で遅れてきた配慮が必要な人が 中に入れない。
- ○大勢の雑魚寝状態が続き、プライバシーが なく、不安と緊張の状態が続き、精神的に 不安定になった。



◆トイレ◆

- 〇配管の壊れたトイレを使い続け、汚物があ ふれた。
- 〇いったん詰まって汚物があふれたトイレは 衛生的な状態には戻せず、長引く避難生活 の間ずっと大変だった。



◆配慮が必要な人への対応◆

- ○介助が必要な人が周囲に支援を頼みづらいからと食事や排泄を我慢し、衰弱して生命を落とした。
- 〇赤ちゃんの夜泣きに苦情を言われた母親 が、追い詰められうつ状態になった。
- ○障害のある子どもへの理解が得られず、 やむなく避難所を出た家族があった。

例えば、事前の備えがあると、、、



◆澼難スペース◀

〇避難スペースを通路で区切り、ご近所ごと に避難し、顔見知りどうし助け合って避難 生活を送ることができます。



♦トイレ♦

○避難所開設後すぐに避難者が協力して仮設トイレを設置し、衛生環境を維持することができるようになります。



◆配慮が必要な人への対応◆

○手当てできる範囲が広がり、その場にいる 人で、できるだけ救護ができるようになり ます。

県では、県民の皆さまが主体となっての避難所運営が可能となるよう、モデル避難所を選定し、避難所運営マニュアルの作成及びノウハウのとりまとめを進める取り組みを行っています。いざという時に避難所を迅速に立ち上げ、必要な支援を行うためには、住民同士が助け合えるつながりや仕組みを持っていることが必要です。そのために、事前に避難所の運営について地域で話し合い、避難所運営マニュアル作りに努めましょう。

※詳しくは、南海トラフ地震対策課ホームページもご覧下さい。

URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2014110500044.html

皆様から活動の情報提供やこのニュースレターへのご意見を募集しています。 下記の問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先・発行元

高知県南海トラフ地震対策課 地域支援担当

電話: 088-823-9317 FAX: 088-823-9253 電子メール: 010201@ken. pref. kochi. lg. jp



ゆうどうくん

高知県防災キャラクター©やなせたかし